



鳥取県公報

平成13年 7月31日(火)
号外第86号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する規則(54)(税務課).....	1
-----	--	---

==== 公布された規則のあらまし =====

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する規則

- 1 各市町村の普通交付税の額の算出に用いる基準財政収入額のうち、市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法に係る規定を削ることとした。(第3条、別表第1、別表第2、附則関係)
- 2 各市町村の普通交付税及び地方特例交付金の額の算出に用いる基準財政収入額のうち、次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第4条～第6条関係)
 - (1) 市町村たばこ税に係る基準税額
 - (2) 自動車取得税交付金に係る基準額
 - (3) 市町村たばこ税増収見込額
- 3 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成13年度分の普通交付税及び地方特例交付金から適用することとした。

規 則

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 7月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第54号

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則(昭和62年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改

正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。
次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(市町村たばこ税の基準税額の算定方法)</p> <p>第4条 市町村たばこ税の市町村ごとの交付税省令第34条第2号の基準税額は、知事が次の算式によって算定した額とする。</p> <p>算式</p> $\{ (A \times B) \times 1.9874 \} \times 0.998237226$ <p>(A × B) に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。</p> <p>算式の符号</p> <p>A 略</p> <p>B 次の算式によって算定した市町村ごとの乗率</p>	<p>(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)</p> <p>第3条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの交付税省令第31条第3項第2号の基準税額は、知事が次の算式によって算定した額とする。</p> <p>算式</p> $[\{ (89,659円 \times \quad) \times A - B + C + D \} \times 0.731] \times 0.998341483$ <p>(89,659円 ×) に円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。</p> <p>算式の符号</p> <p>A 前年度市町村税課税状況等の調(以下「前年度課税状況調」という。)第12表合計の表側「市町村民税」の「課税標準額の段階」ごとの表頭「納税義務者数」のうち「有資格者」欄の数に別表第1に定める率をそれぞれ乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第2のA欄に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>B 前年度課税状況調第12表合計の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「計」欄に係る額に1.060を乗じて得た額</p> <p>C 前年度課税状況調第20表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「平成10年度」のうち「計」、表頭「税額」欄に係る額に1.064を乗じて得た額</p> <p>D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る当該年度の当初調定に係る税額として知事が調査した額</p> <p>課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第2のB欄に定める単位数補正率</p> <p>(市町村たばこ税の基準税額の算定方法)</p> <p>第4条 市町村たばこ税の市町村ごとの交付税省令第34条第2号の基準税額は、知事が次の算式によって算定した額とする。</p> <p>算式</p> $\{ (A \times B) \times 1.9871 \} \times 0.998624283$ <p>(A × B) に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。</p> <p>算式の符号</p> <p>A 略</p> <p>B 次の算式によって算定した市町村ごとの乗率</p>

(算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.9963 \right) \times 1.0101$$

a及びb 略

0.9963 略

1.0101 略

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第5条 自動車取得税交付金の市町村ごとの交付税省令第37条の5第2号の基準額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.999350659$$

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.986 \right) \times 1.065$$

a及びb 略

0.986 略

1.065 略

(市町村たばこ税増収見込額の算定方法)

第6条 地方特例交付金に関する省令第9条第2号の市町村ごとの市町村たばこ税増収見込額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.2324 \} \times 0.998224328$$

(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した市町村ごとの乗率(算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.9963 \right) \times 1.0101$$

a及びb 略

附 則

1及び2 略

(算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.9974 \right) \times 1.0077$$

a及びb 略

0.9974 略

1.0077 略

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第5条 自動車取得税交付金の市町村ごとの交付税省令第37条の5第2号の基準額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.998887209$$

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.935 \right) \times 1.017$$

a及びb 略

0.935 略

1.017 略

(市町村たばこ税増収見込額の算定方法)

第6条 地方特例交付金に関する省令第9条第2号の市町村ごとの市町村たばこ税増収見込額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.2324 \} \times 0.998629011$$

(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 略

B 次の算式によって算定した市町村ごとの乗率(算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。)

$$\left(\frac{a}{b} \div 0.9974 \right) \times 1.0076$$

a及びb 略

附 則

1及び2 略

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法の特例)

3 平成12年度に限り、市町村民税の所得割の基準税額は、第3条の規定にかかわらず、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$\frac{[\{ (89,659円 \times \quad) \times A - B + C + D - E \} \times 0.731]}{\times 0.997959773}$$

(89,659円 ×) に円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。

算式の符号

A 第3条の算式の符号Aに同じ。

B 第3条の算式の符号Bに同じ。

C 第3条の算式の符号Cに同じ。

D 第3条の算式の符号Dに同じ。

E 地方特例交付金に関する省令第7条の規定により算定した同条の算式の符号Bの額及びCの額の合計額に0.994を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

第3条の算式の符号 に同じ。

別表第1(第3条関係)

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
5万円以下のもの	10.569
5万円を超え10万円以下のもの	1.918
10万円を超え20万円以下のもの	1.518
20万円を超え40万円以下のもの	1.111
40万円を超え60万円以下のもの	1.020
60万円を超え80万円以下のもの	1.009
80万円を超え120万円以下のもの	1.008
120万円を超え160万円以下のもの	1.008
160万円を超え200万円以下のもの	1.008
200万円を超え300万円以下のもの	1.003
300万円を超えるもの	1.000

別表第2(第3条関係)

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	1.007	1.166	東郷町	1.002	0.813
米子市	1.004	1.133	三朝町	0.982	0.741
倉吉市	0.994	0.969	関金町	0.993	0.635
境港市	0.993	0.956	北条町	1.004	0.791
国府町	1.006	0.898	大栄町	0.991	0.811
岩美町	0.986	0.770	東伯町	0.994	0.823
福部村	1.005	0.727	赤碕町	0.974	0.794
郡家町	0.997	0.896	西伯町	0.994	0.866
船岡町	0.996	0.855	会見町	0.999	0.796
河原町	0.999	0.858	岸本町	0.999	0.940
八東町	0.993	0.856	日吉津村	1.007	1.097
若桜町	0.962	0.781	淀江町	1.002	0.898

用瀬町	0.991	0.845	大山町	0.987	0.790
佐治村	0.994	0.712	名和町	0.994	0.873
智頭町	0.979	0.766	中山町	1.000	0.798
気高町	0.995	0.815	日南町	0.979	0.726
鹿野町	0.977	0.820	日野町	0.957	0.833
青谷町	0.988	0.806	江府町	0.980	0.785
羽合町	1.001	0.825	溝口町	0.987	0.827
泊村	0.989	0.754			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の規定は、平成13年度分の普通交付税及び地方特例交付金から適用する。

